

原子力政策大綱に示している
原子力と国民・地域社会の共生に関する
取組の基本的考え方の評価について(案)

〔御意見への対応反映版〕

2007年11月5日
原子力委員会 政策評価部会

目次

第1章	はじめに	1
第2章	評価作業	3
第3章	議論の整理、評価及び今後の進め方に関する提言	6
3. 1	透明性の確保、広聴・広報の充実	6
3. 2	学習機会の整備・充実	17
3. 3	国民参加	24
3. 4	国と地方との関係	27
3. 5	立地地域との共生	31
第4章	まとめ	39

(付録1) 政策評価部会の開催実績(原子力と国民・地域社会の共生)

(付録2) 政策評価部会の委員等名簿

(付録3) 原子力政策大綱(関係部分抜粋)

主な用語解説

資料

第1章 はじめに

原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営を図るために設置された組織であり、原子力の研究、開発及び利用に関する事項(安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。)について企画し、審議し、及び決定する任務があります。この使命を果たす一環として、2005年10月には、数十年間程度の国内外情勢の展望を踏まえ、原子力発電や放射線利用の推進に関して、今後10年程度の間各省庁が推進すべき施策の基本的方向性や、原子力行政に関わりの深い地方公共団体や事業者、また、相互理解が必要な国民各層への期待を示した原子力政策大綱を策定しました。

原子力政策大綱はまず、① 原子力利用の前提である基盤的取組の整備、② 原子力発電によるエネルギー安定供給と地球温暖化対策に対する一層の貢献、③ 放射線の科学技術、工業、農業及び医療分野でのより一層広汎な活用、④ これらを一層効果的・効率的な施策で実現、という4つの基本的目標と、これらの追求を目指すための各政策分野における取組で共通して重視すべきこととして、「安全の確保」、「多面的・総合的な取組」、「短・中・長期の取組の並行推進」、「国際協調と協力の重視」、「評価に基づく取組と国民との相互理解」の5つを共通理念として示しています。その上で、安全の確保、平和利用の担保、放射性廃棄物の処理・処分、人材の育成・確保、原子力と国民・地域社会の共生という原子力の研究、開発及び利用に関する基盤的活動の強化、原子力利用の着実な推進、原子力研究開発の推進、国際的取組の推進並びに原子力の研究、開発及び利用に関する活動の評価の充実について、それぞれの政策分野における取組の基本的考え方を示しています。

これらの政策分野のうち、原子力の研究、開発及び利用に関する活動の評価の充実については、「原子力に関する国の施策は公共の福祉の増進の観点から最も効果的で効率的であるべき」という基本的目標の達成のために、政策評価を政策に関するPDCA活動(立案、実施、評価及び改善活動)の一環に位置付けて、関係機関による施策の計画・実施状況を継続的に評価し、改善に努め、国民に説明していくことが大切です。また、評価に当たっては、原子力の特質を踏まえ、上記5つの共通理念にリスク管理の観点も含めて、多面的かつ定量的に評価することが重要です。さらに、原子力委員会は、自らに対しても「関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見も踏まえつつ、自ら定めた今後10年程度の期間を一つの目安とする原子力の研究、開発及

び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととする」としています。

原子力委員会は、この基本的考え方に基づく取組を行うために、2006年4月に政策評価部会を設置し、原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性の評価等を行うことにしました。これを受けて、政策評価部会は、2006年8月に「安全の確保」、2007年5月には「平和利用の担保及び核不拡散体制の維持・強化」に関する基本的考え方の妥当性について評価し、それぞれ報告書を取りまとめました。政策評価部会は、原子力政策を適切な政策分野に区分して引き続き評価を行うこととし、原子力委員会委員長及び委員、政策分野ごとに指名された担当の専門委員で構成します。評価に当たっては、その政策分野ごとに関係行政機関等から取組状況を聴取し、「ご意見を聴く会」を開催して国民からこれに対する御意見を募集し、参加者から直接御意見を伺って草案を取りまとめ、これをパブリックコメントに付して、最終案を取りまとめることとしています。

本報告書は、この部会が「原子力政策大綱」第2章2-5.「原子力と国民・地域社会の共生」で示された基本的考え方に基づく国と事業者等の取組に関してヒアリングを行い、また、国民からの御意見を伺い、政策の妥当性について評価を実施した結果を取りまとめ、さらに、部会での議論を踏まえて今後の関係行政機関等の施策の進め方に関する部会としての提言を記したもので、4章から構成されています。序章である本章に続く第2章に「評価作業」、第3章に「議論の整理、評価及び今後の進め方に関する提言」を述べ、第4章「まとめ」で結んでいます。また、付録1に政策評価部会の開催実績、付録2に政策評価部会の委員等名簿及び付録3に原子力政策大綱の原子力と国民・地域社会の共生に係る関連部分抜粋を記載しています。

なお、本報告書を読まれる方の便に供するため、主な用語解説を末尾に添付しました。

第2章 評価作業

原子力政策大綱に示している、我が国における原子力と国民・地域社会の共生に関する基本的考え方の妥当性を評価する作業を、以下のとおり行いました。

(1) 関係行政機関等の取組状況の把握

関係行政機関等の取組の現状を、原子力政策大綱の策定以降の進捗や変化を踏まえてより詳細に把握するため、以下のとおりヒアリング等を実施し、対応状況について広く意見交換を行いました。

- ① 内閣府(原子力政策担当室)からのヒアリング
〔第14回政策評価部会:2007年5月17日(木)〕
資料:「国民・地域社会との共生」に関する取組について
- ② 文部科学省(原子力計画課及び立地地域対策室)からのヒアリング
〔第14回政策評価部会:2007年5月17日(木)〕
資料:文部科学省における「国民・地域社会との共生」について
- ③ (独)日本原子力研究開発機構からのヒアリング
〔第14回政策評価部会:2007年5月17日(木)〕
資料:「国民・地域社会との共生」への取組
- ④ 経済産業省からのヒアリング
〔第15回政策評価部会:2007年5月31日(木)〕
 - ・資源エネルギー庁原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力発電立地対策・広報室
資料:資源エネルギー庁における「国民・地域社会との共生」への取組について
 - ・原子力安全・保安院原子力安全広報課
資料:原子力安全・保安院における広聴・広報活動について
- ⑤ 事業者(電気事業連合会)からのヒアリング
〔第15回政策評価部会:2007年5月31日(木)〕
資料:電気事業者における「国民・地域社会との共生」の取組状況について
- ⑥ 地方自治体からのヒアリング
〔第17回政策評価部会:2007年7月11日(水)〕
 - ・全国原子力発電所所在市町村協議会
資料:「国民・地域社会との共生」の取り組み(鹿児島県薩摩川内市)

・原子力発電関係団体協議会

資料:「国民・地域社会との共生」の取り組み

(原子力発電関係団体協議会会長 宮城県)

(2)「ご意見を聴く会」の開催

評価に当たって、国民への施策についての説明及び意見聴取を行うため、以下のとおり「ご意見を聴く会」を開催しました。

この会及び会に先駆けて行った意見募集では、特に、7月16日に発生した新潟県中越沖地震の際の、国や事業者の対応に対する意見や、この経験を踏まえての今後に向けた提言等が多く寄せられました。これらについては、「ご意見を聴く会」やその後の部会委員による審議を経て、本報告書に反映されています。

① 開催日時及び場所

日時:2007年8月1日(水)13:30~17:07

場所:国際ホテル松山(松山市)

② プログラム

(1) 開催趣旨説明

(2) 第1部 御意見発表者との意見交換等

・御意見の聴取

阿部弘喜 愛媛県果樹研究同志会 元会長

神垣信生 愛媛大学教育学部 教授

窪田恕子 えひめ消費生活センター友の会 愛媛県会長

近藤 誠 南海日日新聞 記者

其田 稔 三崎漁業協同組合 組合長

森美栄子 伊方町女性団体連絡会 会長

(所属は2007年8月1日時点)

・部会構成員との意見交換

(3) 第2部 会場に参加された方々から御意見を頂く

参加者数:136名(うち、第2部での意見発表者は12名)

参加募集時に提出された意見数:53件

(3) 報告書(案)の取りまとめ

これらの会における意見交換や資料の検討結果を踏まえて、まず原子力政策大綱

にある基本的考え方に関連する関係行政機関等の取組状況の説明を整理し、次いで、これらに関する意見交換の要点を整理しました。そのうち関係者の説明や資料に対する疑問等については、事務局又は関係者からの追加説明を付加しました。そして、それらを総覧して関連する取組が十分に成果を上げているか、あるいは政策の目標を達成し得る見通しがあるかの評価を行い、それに基づき、「原子力政策大綱」に示している基本的考え方の妥当性を評価し、「原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について」と題する報告書(案)を取りまとめました。

(4) 報告書(案)に対する意見募集及び報告書の取りまとめ

政策評価部会は、「原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について」の報告書(案)に対して、2007年9月13日(木)～10月12日(金)の間、国民の方々から意見募集を実施した結果、10名から23件の御意見を頂きました。その対応について審議した結果、寄せられた御意見を可能な限り反映させた上で、本報告書を取りまとめました。その際、2007年10月29日(月)に開催した原子力委員会「市民参加懇談会 in横浜」(テーマ:原子力～知りたい情報は届いていますか～「新潟県中越沖地震に学ぶ」)において頂いた御意見も参考にしました。

第3章 議論の整理、評価及び今後の進め方に関する提言

原子力政策大綱では第2章2-5で「原子力と国民・地域社会の共生」に関する取組、具体的には、①透明性の確保、広聴・広報の充実、②学習機会の整備・充実、③国民参加、④国と地方との関係、⑤立地地域との共生の各分野について、基本的考え方を取りまとめています。本章では、これらに係る関係行政機関等の取組状況を把握し、この取組状況並びにこれを踏まえて部会及び「ご意見を聴く会」でなされた議論を整理した上で、それぞれの取組についての評価を取りまとめます。なお、部会での議論において提起された論点のうち、現行の取組に関する説明の不足や事実誤認等が含まれていたものについては、正確を期すために、事実関係等を補足する内容を、「この意見に対するコメント」として記載します。さらに、関係行政機関等が今後もこの分野の取組を企画・推進していく上での、当部会での議論を踏まえての部会としての提言や留意事項を示します。

御意見
No. 2-2

3.1 透明性の確保、広聴・広報の充実

3.1.1 安全確保のための活動や事業活動の社会に対する透明性の確保

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 原子力の研究、開発及び利用に関する活動の円滑な実施のためには安全確保のための活動の透明性の確保が重要であり、国、事業者及び研究開発機関は、安全管理の取組や発生した異常事象を公開することが重要である。
- ② 事業活動の社会に対する透明性の確保の観点から、事業者、研究開発機関が行う、地方公共団体との間の安全協定締結、安全確保活動に係る情報の報告及び説明等が重要である。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府等関係行政機関、電気事業者、(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)】

- ① 委員会、審議会、専門部会並びにそれらの議事等を公開し、公開資料センター、PR館、インターネット等を通じて、会議資料、研究成果、関係資料等を一般に公開している。
- ② 原子力施設の故障・トラブル等の情報について、迅速に公開している。

【原子力安全・保安院】

- ① OECD/NEAの国際ワークショップにおいて、行政機関は単なる情報公開を行う

のではなく、機関内の意思決定プロセスやそれを踏まえた具体的活動内容の情報提供を行い、それに対する外からのフィードバックを活かしてさらに活動を見直していくべきとの議論があった。

- ② プルサーマルシンポジウムや耐震に関する説明会等を開催した。

【電気事業者、JAEA】

- ① 立地地域の地方自治体との安全協定に基づき、各種通報連絡を実施しているほか、機器の軽度な故障等を含めた不具合情報を、事象の重要度に合わせて迅速に公表している。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 関係行政機関、事業者、研究開発機関等はそれぞれ公開資料センター、PR館、インターネット等を通じて、会議資料、研究成果、関係資料等を一般に公開していることは承知している。しかし、欲しい情報がどこにあるかが知られ、希望する者に情報がきちんと届いて、初めて交流が可能になるので、その観点から評価が必要である。原子力情報専用の検索エンジンを整備するなどして、インターネットや、携帯電話から容易に知りたい情報が届くようにしてはどうか。
- ② 原子力活動の円滑な実施のためには、国民の信頼の獲得が必須である。国、事業者及び研究開発機関が、情報源には隠さずに情報開示しているという信頼を社会から得ることが、最低限必要なことだが、この面では、国、事業者及び研究開発機関の取組は、いまだ途上ではないか。原子力に関わる者には都合の悪い情報を隠す体質が残っていると思う、事業者が安全であると言えは言うほど、地域住民は不安になる等の意見もある。信頼関係をどう構築し、維持するかが引き続き非常に大きな課題ではないか。
- ③ 新潟県中越沖地震の際には、事業者の個別の対応が場当たりに批判されることが多かった。後日改めて、事業者や行政の対応を時系列を追って整理し、問題点を根本原因にさかのぼって分析して、関係者が相互理解を深め、共有すべきである。それが同様のトラブルの再発を防止するために必要ではないか。

→(この意見に対するコメント)

2007年7月に、経済産業省の原子力安全・保安部会の下に「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」が設置されました。ここでは、新潟県中越沖地震が東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所に及ぼした具体的な影響についての事実関係の調査を行うとともに、当該地震を踏まえた国及び原子力事業者の今後の課題と対応について取りまとめるため、現在、審議を行っています。地震発生時の原子力事業者による情報連絡体制及び立地地域に対する情報提供の

在り方についても検討されています。

- ④ 事業者やJAEAは、機器の軽度な故障等を含めた不具合情報を、事象の重要度に合わせて公表している。最近、トラブルが生じた際、事業者が自ら情報を公開するようになってきていることは評価できる。今後は、情報発信をより一層迅速にし、さらに、そのトラブルが周囲に与える影響等の評価にきちんとした解説を加え、これが信頼されるようになることが必要である。
- ⑤ 地方自治体から住民に対して、安全協定に基づいて事業者等から通知があったトラブルの情報を公開する際、地方自治体はトラブルの軽重や住民に与える影響をかんがみ、公表のタイミング等を判断する。しかし、そのことのルールが透明になっていないと、特に住民が不信感を抱くのではないか。

3. 1. 2 広聴活動、広報や対話の活動及び多面的な理解促進活動

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国、事業者等は、広聴活動により得られた意見等を踏まえて、広報や対話の活動を進めていくべきである。
- ② 国、事業者等は、工夫を凝らしつつ、多面的な理解促進活動を引き続き行っていくべきである。
- ③ 国が委託して実施する広聴・広報事業について、その在り方の抜本的な見直しを行うことにも真摯に取り組んでいく必要がある。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

- ① 原子力委員会では、国民の意見を聴取する「市民参加懇談会」や原子力政策について説明することを主な目的とした「公開フォーラム」を開催している。
- ② 原子力安全委員会では、学協会の場合における専門家との討論を通じて社会とのコミュニケーションを図る目的で「原子力安全シンポジウム」を開催している。また、原子力発電所等の設置に関して行う安全審査の一環として、「第2次公開ヒアリング」を開催し、その施設固有の安全性について立地地域の住民からの意見を参酌している。

【文部科学省】

- ① 高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開に向けて広報事業を充実・強化している。
- ② 上記及び教育支援への重点化以外の国民理解増進のための事業は、徹底的な見直しを行っている。

- ③ 政府全体の公共調達の適正化の動向に則り、原子力に対する国民の理解増進のための委託契約事業については、全て総合評価落札方式による一般競争入札に移行を完了している。この際、年度単位で業者が入れ替わる可能性があるため、事業の安定的な運営の見通しが効きにくいという課題がある。

【経済産業省】

(資源エネルギー庁)

- ① 原子力広報のあり方について、ニーズ把握の充実、メディアへの情報提供、オピニオンリーダーへの情報提供、広聴・広報施策のフォローアップやPDCAサイクルの構築等々の改善の方向性が原子力部会において示された。これに則り事業の整理・体系化、実施体制見直し、予算確保を2006年度に実施した。
- ② 広報の実施に当たっては、全国広報／個別地点広報に区分し、基本的考え方をそれぞれ定め、国民各層へのきめ細かい施策を実施。さらに、これら施策のフォローアップの一環として、全国を対象とする意識動向調査を活用した事業見直しや個別事業ごとの期末の成果把握作業を実施する予定である。
- ③ 全国広報ではメディアの有効活用、女性層に着眼した新たなアプローチ、不正確な報道等へのタイムリーな対応を可能とする仕組みの導入(新規)、草の根NPO等との連携を可能とする柔軟なセミナー・フォーラム開催(新規)等の施策を展開、個別地点広報ではローカルマスメディアの活用、各地のニーズに対応した講演会や意見交換会の開催等に引き続き努めている。
- ④ 高レベル放射性廃棄物処分については国民共通の課題であるとの認識を深めるため、特に2005年度以降、全国各地でのシンポジウム展開、広報番組放映、見学会の開催等の積極的な広報を行っている。

(原子力安全・保安院)

- ① ニュースレター、メールマガジン、新聞への広告掲載、パンフレット、CATV等を活用した広聴・広報活動を行い、特に2006年度にはプルサーマルの安全性や新検査制度、クリアランス制度及び保安院活動紹介等のビデオを制作した。さらに幹部による立地地域の地方自治体訪問・説明、施設等訪問、職員による直接対話促進事業を実施している。
- ② 原子力安全・保安院では、パンフレットにアンケートのハガキを折り込み、サンプル的に読者の意向を把握すること等に努め、この声を反映して広報手段を変えるなどの改善を随時行っている。

【JAEA】

- ① 「一人ひとりが広報マン」という基本姿勢の下、報道対応、広聴・広報、情報公開を三本柱に取組を行っている。広報予算の大幅減に伴い、影響力の大きいプレスへ

の対応や、ホームページを活用した広報を工夫している。

- ② 成果発表やトラブル情報の記事掲載率の計測及び評価を行ったり、ホームページのアクセス数を把握し、所内の組織別にアクセス数を情報共有し、ホームページの魅力化に努めている。
- ③ 「もんじゅ」の運転再開に向け、敦賀本部が対話の努力を進めている。福井新聞の世論調査によると、再開を容認する率は当初より2倍近くに増加した。

【電気事業者】

- ① 各事業者は、テレビ、ラジオ、新聞・雑誌広告、情報誌、パンフレット等、多様な広報手段による各立地地域における理解活動を推進している。これに加え、電力業界共通の公益的課題としてプルサーマル計画の推進や地球環境問題に対する取組等への理解促進のため、全国的な広報活動を電気事業連合会にて実施している。今後は高レベル放射性廃棄物処分場選定の全国的な理解促進のためNUMOの支援を進める。
- ② 電力生産地と消費地の交流イベント開催や産直品の販売の促進を通じ、生産地に対する理解を深める活動を行っている。
- ③ 立地地域の各戸訪問による社員と立地地域住民との直接対話や、懇談会、住民説明会等による立地地域住民の意見聴取及び事業運営への反映を行っている。

【地方自治体】

- ① 広報展示室の設置運営、イベントの実施、広報誌等の作成・配付等、広報事業を実施している。各地方自治体で事業内容はばらつきがあるが、原子力広報の県レベルの会議を毎年開催し、ノウハウ紹介等、情報を交換している。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 国、事業者及び研究開発機関は、シンポジウムの開催、テレビ等メディアの活用、職員・社員による直接対話、パンフレットの配布、見学会の実施等、多様な原子力広報事業を実施している。しかし、これまでの広報事業等の成果として、国民の理解度が現在どの程度であって、国民が何を知りたいと思っているのか、事業の結果として最終的にどのような状態を目指したいのかなどについて、認識が曖昧なのではないか。原子力広報事業の具体的な目標設定や評価は困難であるものの、特に、国は、公金を使う事業であることから、事業ごとに最も効果的な評価の方法を工夫して事業の改善につなげるべきである。その場合、特に情報を受け取る側が、何を広報事業に期待しているのかを対話等によって丁寧に把握するよう努めるとともに、情報を受け取る側の立場に立った評価を重視すべきである。経済産業省は、広聴・広報施策のフォローアップやPDCAサイクルの構築等の改善の方向

性に沿って、事業の整理・体系化、実施体制見直しを図っているので、今後を注視するとともに、これら事業の成果が出てきてから改めて、原子力委員会においても政策の基本的考え方について評価作業を実施してはどうか。また、原子力研究開発機構では、「もんじゅ」の運転再開に向けた対話努力を進め、新聞の世論調査で、再開を容認する率が当初の2倍近くに増加したという結果が得られたと報道されている。この経験は、広聴・広報事業の評価として参考になるのではないかと。

- ② 事業者は原子力施設においては地域住民等の生命、身体や、財産に被害を及ぼす可能性が低いので安全との説明をするが、一般国民がその説明を「安心」して受け入れるためには、説明を受けるだけではなく、事業者が信頼できることなど、いくつかの要件が必要であるとの説もある。このような意見も踏まえて、事業者は、安全性に関する説明が一般国民に安心して受け入れられるよう努力することが重要ではないか。

御意見
No. 8-1

- ③ エネルギーや原子力に係る様々な意識調査の結果を広く収集・共有し、多面的な分析を試みることを奨励すべき。関係行政機関は、政策策定に当たって、国民の意識を把握するために、そのような分析結果も更に活用することを考えるべき。新潟県中越沖地震の影響で原子力発電所が停止している今こそ、エネルギーについて国民の意識を把握するべきではないか。意識調査に当たっては、無関心層も含めて調査対象者を抽出するなど、統計学的にもより正確に実態を把握するように手法を工夫するべきである。

御意見
No. 5

- ④ 市民は、通常時よりもトラブル発生等の異常時の報道内容に関心を持つので、100回の通常広報よりも1回の緊急時の広報の方が大事である。国や事業者には、この観点が欠けていたのではないかと。必ずしも原子力施設の異常事象の発生時や原子力災害の発生時ではなくても、大規模な自然災害等があったためにそれらの発生が国民から疑われる場合にも、国民への情報提供等の適切な対応が必要ではないか。普段から、地域住民や地方自治体も交えて、国及び事業者からの緊急時広報のあるべき姿、手順について検証しておくことが必要である。緊急時広報を行うには各地域の既存のインフラも有効に活用することが重要ではないか。その際、防災無線に加えて広報車も活用するなど、地域の状況を踏まえた上での対処法を検討することが望ましい。また、緊急時におけるマスメディアの情報発信体制を踏まえ、トラブルが発生した場合の広報の在り方について具体的に検討するなど、一般市民を含めた危機管理の取組が必要である。さらに、新潟県中越沖地震での教訓を踏まえれば、海外メディアに対する迅速かつ正確な情報提供や、複合災害によって事業者の情報発信機能が低下した場合の措置等も検討するべきではないか。

御意見
No. 6-1

市民懇
19)

- ⑤ 原子力のリスクについては広く情報共有をして理解促進することが関係者に期待されている。特に、放射線や放射能について正確な知識の浸透が必要ではないか。原子力に対する不安は、放射線や放射能に対する恐れから生じているのではないか。人間は常に自然界から放射線を受けていること、原子力発電所からは通常時においても放射性物質が出ていること、しかし、その放射性物質により周辺地域が受ける放射線量は自然界から受ける放射線量よりも十分に低いことがまず広く理解されるべきではないか。生活空間に放射線が存在することを実感してもらうために、携帯しやすい線量計や霧箱を立地地域や教育現場に普及させたり、設置した放射線計測器の使用状況をどこでも見るようにするなどの工夫をすることも一つの手ではないか。放射線と生活との関係や、放射線利用のメリット／デメリットが正しく理解されるようにするべきである。
- ⑥ 迅速な情報発信を目指す結果として、不確かな情報が逐次に公開されることで、場合によっては、国民に情報を隠しているという誤解を招いたり、不安を与えるのではないかと意見もある。事業者は国民への情報提供を誠実にやり、原子力安全・保安院はその評価を行うべきである。同時に、事業者が発信した情報について、報道機関や国民に対して、中立的な第三者の立場からの解説等を迅速かつ適切に行える仕組みを整備することを、学会等に依頼してはどうか。国民から信頼される中立的な窓口をどこかに整備することを検討しても良いのではないか。
- ⑦ エネルギーの安定供給の確保は全国的な課題であるにもかかわらず、立地地域とそれ以外では住民の意識や認知度に大きな差がある。このため、広聴・広報事業は、全国向けと立地地域向けではその内容は全く異なる。経済産業省では、全国広報では国民全体の知識の底上げや理解の醸成を、個別地点広報では立地促進を目標として、整理して活動している。そうした基本姿勢は評価できるのではないか。
- ⑧ 原子力の広報において、国、地方自治体、事業者、学会等の関係機関がどのように役割分担するのが合理的なのか、内外の事例や資源の最適配分の観点から検討すべきである。
- ⑨ 国は、原子力広報の大前提として、地球温暖化対策への貢献等グローバルな視点を持って、原子力利用を推進する意義について国民に対してきちんと説明するべきではないか。また、国の広報活動は前例踏襲ではなく、新しいアイデアを出して工夫を重ね、かつ、迅速な情報発信も心掛けつつ進められるべきである。委託業者の選定においてもこうしたことが留意されるべきではないか。
- ⑩ 地方自治体も、広聴によって当該地域での広報のニーズを明らかにして、それを踏まえて広報活動を行うのが原則である。ただし、当該地域住民の関心が一時的

に大きく高まる話題については、自らの広報部局では知識量や人員において対応が困難な場合がある。このような場合には、適宜国とも連携すべきではないか。近年、国と地方自治体とが、そうした話題について説明会を共催していることなどは評価できる。

- ⑪ 事業者は、単なる運転状況等の情報提供だけではなく、企業哲学や経営理念も併せて情報発信していくべきではないか。この点で海外の類似企業のホームページ等に、見習うべきところがないか、調査してはどうか。
- ⑫ 事業者の広報担当者だけではなく、技術者自らも広報の場に立ち、携わる業務内容に関して市民に向けた適切な情報を発信していくことが求められている。
- ⑬ 先日、廃止措置の施設からクリアランス制度の対象となった廃棄物が初めて搬出された。これについての報道振りは落ち着いていて、国民や地域社会に対して適切な広報がなされたと思われるので、教訓を整理してフィードバックすべきではないか。
- ⑭ 国民の多くはメディア、特に各地域のメディアを通じて最も多くの情報を入手している。その信ぴょう性は基本的には国民各自が主体的に判断していくべきものであるが、国民が事象を正しく理解して評価するための良質の材料が提供されるよう、行政機関や事業者がメディアに対して、平素からの確かな情報の提供を行っておくべきである。その際、情報交換をするだけでなく、お互いの考えや立場等に関する意思の疎通を図っておく努力も大切である。さらに、異常の発生した場合におけるメディアの報道内容について、第三者を交えた事後的な検証作業を行うことも重要ではないか。
- ⑮ 経済産業省は、2007年度より新たに、不正確な報道等へのタイムリーな対応を可能とする仕組みを導入している。国や研究開発機関等その分野の専門家が、原子力に関する事実誤認や見解の相違を含む報道に対しては、迅速に反論等の対応を行うとともに、その後も一定の反論や評価を継続的に発信し続けるべきではないか。
- ⑯ 原子力への国民の理解を進めるためには、もっと、原子力事業や政策の実態をテレビ番組やCM等で取り上げてもらうべきである。テレビCM等には放送内容の制約(コード)があり、原子力関係の事業の内容をまっとうに広告させてもらえない実態があると聞かすが、当たり障りの無い内容の広告では不十分なので、国が早急にその実態を調査するべきではないか。
- ⑰ マスメディアは、自らが及ぼす影響の大きさを認識し、視聴者への信頼に足る報道に常に工夫と努力をしてほしい。
- ⑱ 国、事業者等が、原子力施設からの放射性物質の放出に関する情報を国民に

市民懇
15)

御意見
No. 10-3

御意見
No. 3-1

市民懇
5)

市民懇
13)

発信する際には、年間1人当たりの自然放射線量との比較で示すなどの工夫が必要である。

3. 1. 3 評価

国、事業者及び研究開発機関は、原子力政策大綱の基本的考え方に沿って、情報の公開に努めて透明性を確保するために努力していると評価できます。しかしながら、国民が自ら求める情報にアクセスでき、国民にとって分かりやすい形で届くことまでを意識した一層の努力が望まれます。また、透明性の確保の本来の目的であるところの、国、事業者及び研究開発機関に対する国民の信頼の醸成が十分であるとは言えませんので、国民と信頼関係をどのように構築し、維持するかということが引き続き大きな課題として残されています。

国、事業者及び研究開発機関の広聴・広報活動については、情報の受け手側に立って、国民の理解度や広報に対する要求等、現状を丁寧に把握し、広聴・広報活動が目指す状態との乖離を意識するようにするなど、これまでの広聴・広報活動の成果を厳しく評価し、それを次の取組に反映させていくべきです。特に、関係省庁は、原子力の広聴・広報事業について現在見直しを図っているところですので、原子力委員会には、今後も、これらの事業に係る各省庁の自己評価の結果までを注視し、必要に応じて提言を行っていくことを期待します。

また、新潟県中越沖地震時の経験を踏まえて国民から寄せられた多くの意見から分かるように、必ずしも原子力施設の異常事象の発生時や原子力災害の発生時ではなくても、大規模な自然災害等があったためにそれらの発生が国民から疑われる場合にも、国民への情報提供等の対応が行われるべきです。国民の信頼を確保するという観点からは、異常についての時の広報が極めて重要であり、さらに、このような情報等を踏まえたマスメディアによる報道も、国内外で適切かつ効果的に行われるように、平素から備えることに特に努めるべきです。

御意見
No. 6-1

御意見
No. 10-3

3. 1. 4 今後の進め方に関する提言

①原子力施設の運転に関する基礎情報の共有

内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、これまで多種多様な取組を行っているにもかかわらず、国民の放射線や放射能に関する理解は十分ではないことを踏まえ、理解の増進に一層の工夫が求められます。

原子力発電所等からは通常時においても放射性物質が出ていますが、それによる放射線被ばくのレベルは自然放射線によるよりも十分に低いという原子力施設の

御意見
No. 10-1

御意見
No. 3-2

運転に関する基礎情報が浸透していないことが、原子力施設から放射性物質が異常時に放出されることに対する国民の不安感を過度に増幅させていると言えます。そこで、内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、放射線が日常生活にもたらしている様々な効用とともにこうした基礎情報も粘り強く周知し、一般常識として広く国民に浸透することを目指すべきです。放射性物質の放出に関する情報を身近な出来事と相対化するなどの工夫による相互理解の促進も検討するべきです。また、人間は常に自然界から放射線を受けているという基礎情報を、立地地域住民を始めとするすべての国民等に実感してもらうための工夫も講じるべきです。

御意見
No. 3-3

②異常時の広報が的確に実施されるための対策

内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、異常時の広報の在り方が、国民の信頼に対して大きな影響を与えることから、平素から、国民との情報共有の在り方を検討し、異常時に採るべき対応についての諸対策を講じておく必要があります。例えば、様々な具体的な異常事態を想定し、緊急時における国及び事業者から国民への情報連絡体制を構築することや情報連絡の訓練を実施すること、特に立地地域住民に対する情報連絡について、地方自治体も交えて既存のインフラも活用した体制構築を検討する必要があります。さらに、これらの諸局面で想定されるメディア等社会の反応をあらかじめ検討して、国内外で誤情報による不要な危機感を人々に与えないよう、正しい情報を届ける対策を講じておくことなども必要です。

御意見
No. 10-1

③国民の目線に立った異常時の情報発信と評価の公表

異常時には、原子力災害に至らず、施設からの放射性物質の放出がほとんど無いと評価できる場合においても、地域住民を始めとした国民及び国際社会から高い関心が寄せられますので、施設の運転状況や放射性物質の放出等に関する情報や、避難等の対応が必要ない旨の情報については、迅速かつ的確な発信が求められます。しかし、詳細で正確な情報を収集・整理して公表するまでには相応の時間が掛かることもあり得ますので、事業者及び研究開発機関は、状況に応じて、このことも含めて情報を発信することが重要です。

御意見
No. 5

御意見
No. 10-1

原子力安全・保安院は、日頃から規制や基準の考え方に関して国民と相互理解を図っていることが肝要です。また、異常時には事業者から発信された情報を客観的に裏付け、安全性に関わる評価を遅滞なく行うとともに、影響の程度を法令基準等との相対量で示すなど、分かりやすい形で、評価内容を発表できる体制を構築

すべきです。原子力安全・保安院、事業者及び研究開発機関は、異常事象の評価をより迅速かつ正確に行えるように、様々な放射性物質が漏えいした状況等を想定し、それぞれに対応した適切な公表方法を平素から整理し、訓練しておくことも検討すべきです。さらに、地方自治体が地域住民の不安を払拭するために必要とする情報の収集にも協力することが必要です。

④学会等による異常時原子力110番の設置

原子力の異常事象等に関しては特に専門性が高く、専門家の見解が求められることが多くあります。そこで、学会等が、国や事業者から独立した中立的な立場から、異常時に事業者から発信された情報や報道された内容等に対して適宜に分かりやすい解説を加えていつでも見解を述べるような担当者を特定して周知しておく、異常時原子力110番ともいべき窓口を整備することを期待します。なお、そのような担当者は、国民から十分に信頼されることが必要ですから、どのような人材が適切かを十分に検討した上で慎重に選定を行うことも重要です。

御意見
No. 8-2

⑤事実誤認報道等への迅速な対応

報道機関が発信する情報は国民に大きな影響を与えますので、内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者及び研究開発機関は、地方紙等のメディアも含めた報道機関に迅速に正確な情報の発信を行うこと、報道機関からの問い合わせに対して常に窓口を開いていることが必要です。加えて、原子力に関する事実誤認や見解の相違を含む報道に対しては、専門家の知見も活用しながら、速やかに訂正を求めるなどの対応を行うことが重要です。経済産業省が2007年度より実施する、国からの情報提供事業等の事業の成果を、今後、関係省庁の間で適宜に十分に共有することが必要です。

3. 2 学習機会の整備・充実

3. 2. 1 小・中・高等学校における指導の充実、教育支援制度の充実及びその活用並びに生涯学習の機会の多様化

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国、事業者及び研究開発機関は、互いに連携を図り、国民の原子力とエネルギーに関する生涯学習の機会を多様化し、充実することに取り組むことが重要である。
- ② 国は、引き続き、放射線や原子力を含めたエネルギー問題に関する小・中・高等学校における指導の充実や、教育の支援制度の充実に取り組むことが重要である。地方公共団体には、こうした支援制度を積極的に活用することを期待する。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【文部科学省】

- ① エネルギーや原子力に関し、特に教育支援事業への重点化を図り、学校における学習や教員に対する支援等を行っている。教育支援事業を活用する地方自治体の数の増加に努めた結果、その数は着実に増加している。また、経済産業省と共催で毎年「原子力の日」ポスターコンクールを通じた関心喚起及び理解促進を実施している。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 高校生以下を対象とした体験型移動展示館、小学生を対象とした産消交流事業等を実施している。

【電気事業者】

- ① 文部科学省や経済産業省と連携し、地域へ講師を派遣するとともに、出前授業、実験教室の実施等、多様な学習機会の整備に努めている。

【JAEA】

- ① サイエンスカフェや公開講座等、研究者や技術者自らが、市民との対話を通じて科学技術について関心を高め、科学の魅力やおもしろさに触れる機会を創出している。

【地方自治体】

- ① 文部科学省のエネルギー教育支援事業、資源エネルギー庁のエネルギー教育実践校の指定制度等、事業自体の認知度が低かったり、交付金の活用実績が非常に少ない地方自治体がある。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 国や事業者は展示館の設置、出前授業、産消交流事業等を通じ学習機会の提供に努めているが、こうした取組の目的は社会の構成員全員を原子力推進にすることではないのではないか。各人が正確な科学技術の知識に基づいて、賛成／反対の立場にかかわらず主張を明らかにし、考えの相違がなぜ生じるかについて意見交換を尽くして互いに理解し、その上で社会としての合意に至る、そのような学習機会の整備を目指すべきではないか。
- ② 広報活動や教材の作成において、原子力の利用のメリットを示す際には、そのリスク等のデメリットと併せて示し、メリットとデメリットとを総合的に考えた結果、原子力の利用を進めるべきか否かを意見交換できるようにすることが重要である。科学博物館、展示館等の展示内容においても、そのような展示内容とすることにより、見学者が原子力を深く考えることにつながるのではないか。そのような中立的な対応が、結果的に原子力への国民の信頼にもつながるのではないか。
- ③ 原子力に関心を有している者が学習する場を準備することは最低限やるべきこととして、さらに、原子力に関心すら有していない層の取り込みにも、挑戦し続けるべきではないか。
- ④ 関係者は、立地地域に限らず全国で、基本的なエネルギー教育や、原子力に関する生涯学習の機会の充実、一般消費者のオピニオンリーダー養成、国民との直接対話等に今後とも一層取り組むべきである。原子力に関する国民的な議論が長期にわたって継続し、各世代において社会的な合意を円滑に得ていくといった長期的な視野からも、エネルギーや原子力について学校教育へ組み込もうとする取組が必要なのではないか。
- ⑤ 文部科学省が行っている、エネルギーや原子力に関する教育支援事業の重点化等の結果、教育支援事業の交付対象となる地方自治体の数は増加しているが、この事業自体の認知度がいまだ低く、交付金の活用実績が非常に少ない地方自治体もある。一層の活用を促すべきである。
- ⑥ 高レベル放射性廃棄物処分場の公募に係る社会的状況等を見ると、原子力に関しては、講演会開催を断られるなど、地域によっては拒否反応が存在する。国民の原子力に関する理解の底上げがなされず、この結果として、民意を反映するところの首長の賛同をも得られずに、政策が進まないのではないか。
- ⑦ 原子力のリスクを生活空間におけるリスクや飛行機事故や産業プラントのリスクと比較するなど、相対的に評価し位置付ける相互理解活動が不足しているのではないか。
- ⑧ エネルギー問題は理科的要素等、純学問的な部分だけではなく、政治的、地政

学的、経済的等様々な要素を含んでおり、総合的な理解を促進すべきだが、学校教育でどのように取り上げるべきか悩ましい。理科授業のコマ数も削られており、原子力だけを、全体的な位置付けや背景の説明無しで教育してしまう。教師も多忙であり、エネルギー教育のために自ら研究する余裕すら無いのが実情ではないか。

- ⑨ 科学博物館や事業者の広報施設の原子力コーナーに関しては、例えば、英国の原子力ビジターセンターでは展示物をゲーム形式で議論を促すことで理解しやすくなっていたり、原子力推進／反対の両面の意見を紹介しているなど、海外にも良い工夫の例がある。我が国にも同様の工夫を凝らしている施設もあるが、国内のみならず海外の事例もこれらも参考として、我が国でも常に展示内容の充実に努め、何度も行ってみたいくなるような工夫を図るべきではないか。

御意見
No. 2-2

- ⑩ 原子力のリスクについては広く情報共有をして理解促進することが関係者に期待されている。特に、放射線や放射能について正確な知識の浸透が必要ではないか。電気事業者等による理解促進活動に加え、農業、医療、工業分野等において、原子力や放射線を利用している事業者にも、理解増進活動等について協力を求めるべきではないか。

御意見
No. 10-2

- ⑪ 原子炉主任技術者等の既存の資格以外にも、エネルギーや原子力に関して、専門家と非専門家の知識レベルの差を明確にした上で、非専門家であっても知っておくべき知識は何かを明らかにするためにも、エネルギーや原子力の知識の習熟度を測り、認定する体制を作ってはどうか。

他(安全)
No. 28

3. 2. 2 原子力の知識やリスクコミュニケーション能力を有する人材の育成、学習機会提供に向けた非営利組織の活動のための環境整備

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国、事業者及び研究開発機関は、専門家と国民との間の相互理解活動の担い手となる人材の育成を計画的に行うべきである。
- ② 国及び地方公共団体は、非営利組織がエネルギーや原子力に関する学習機会の提供に向けて自律的な活動を行うための環境の整備を検討するべきである。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【経済産業省】

(資源エネルギー庁)

- ① 原子力関係業務経験者の中から専門知識を有している者を選定し、政府広報事業の現場で説明員等として活用する派遣事業や、地域に根ざした非営利組織が行う勉強会等、理解促進活動や若手オピニオンリーダー育成等に効果が期待できる活動を支援する活動整備事業を2007年度より新規に立ち上げている。

(原子力安全・保安院)

- ① 原子力安全・保安院では、地方自治体の職員に対し、リスクコミュニケーション技術研修を実施している。

【電気事業者】

- ① 立地地域大学での寄附講座開設、講師派遣等により人材育成に協力している。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 事業者や専門家等といった情報の発信側と受信側の一般国民とのギャップは、原子力に限らずどの分野にでも存在するものである。そのギャップを明らかにして埋める者や、地域におけるオピニオンリーダーをいかに養成するかを考えるべきである。この観点から、経済産業省のNPO等活動整備事業やエネルギー・コミュニケーター制度等も一層活用するべきである。経済産業省は地方局等の活動と連携して、それらの事業が有効に活用されるように周知等に一層努めるべきではないか。
- ② 電力事業者の広報活動だけでは、利益追求の立場と捉えられかねないので、市民の立場から広く情報発信することが有効な手段ではないか。
- ③ 地域におけるオピニオンリーダーの養成においては、これまでのように原子力関係の組織や団体に頼った人選だけではなく、公募制等により新規の参入者を取り込むことが必要ではないか。これらのリーダーに対しては、普段から自身の教育・研修機会を保障する手段を講じ、リーダーとしての自覚を持って、積極的に活動してもらうことが重要である。
- ④ 立地地域の地方自治体から経済産業省に職員を出向させるなどの取組や事業者の定住促進対策事業は、地域におけるオピニオンリーダーの育成及び確保の観点からも有益である。
- ⑤ 国による非営利組織の活動支援は、選ばれた少数の組織を支援するのではなく、多くの取組を支援するという考え方もあるのではないか。今後も、原子力の学習機会整備において非営利組織に期待する役割を明らかにした上で、支援事業の実績を踏まえ、支援の拡充も含めて事業内容を柔軟に見直し続けるべきである。
- ⑥ 環境関係の専門家の間では原子力の話題がタブーである時期があったが、近年は必要性について認識が深まっている。地球温暖化防止対策としての原子力の

意義を環境関係の団体・専門家等に浸透させ、例えば全市町村に設置されている「地球温暖化センター」等、日本全国に存在する環境関係の行政組織や市民団体を原子力の知識の浸透のために活用することもできるのではないか。

3. 2. 3 核セキュリティの強化と見学の可能性の確保を両立させる努力、核物質防護強化に伴い、関連情報に秘密を設定することの周知及び適正な運用

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国際的な核物質防護の強化の動きに伴い、関連情報に秘密を設定することについては、国は、その趣旨の周知徹底に努めるとともに、その厳格かつ適正な運用に努めることが重要である。
- ② 核物質防護対策の強化により原子力発電所等への立入りが制限されることとなったが、核セキュリティの確保と見学の可能性の確保という二つの要請を両立させるよう事業者において引き続き努力を期待する。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【原子力安全・保安院】

- ① クリアランス制度及び核物質防護の法制化に伴う全国説明会を開催している。

【電気事業者】

- ① 昨今の社会情勢による施設警備強化から、原子力施設構内の見学を制限している状況にあり、警備上の留意点に配慮しつつ見学コースの工夫やPR館の展示物の充実に努め、見学者に説明しているが、中央制御室で真剣に取り組む操作員等の顔を見る、運転中の炉心の真上に立ち発電所の安定運転等を実感するなどの以前の見学内容と比較すると内容が薄くなっており、理解活動という観点からさらに工夫が必要となっている。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 原子力施設の安全性と健全性を国民に広く認識してもらう最良の手段は、可能な限りの公開であろうことは疑い得ない。しかし、昨今の社会情勢による施設警備強化から、原子力施設構内の見学を制限している状況にあり、以前の見学内容と比較すると内容が薄くなっている。事業者は、警備上の留意点に配慮しつつ見学コースの工夫やPR館の展示物の充実に努めており、難しい問題だが、理解活動という観点から更に工夫が必要である。

② 核セキュリティの強化を第一義としつつ、各施設において、最大限可能な範囲で公開に努力し、見学コース作りを工夫するしかないのではないか。実験炉、廃炉、建設中の炉、訓練施設等の活用についても一層検討すべきである。

③ 立地地域住民の、原子力発電所見学の要望が拒否されることは遺憾である。原子力安全・保安院の、保安管理の徹底に関する指示文書を撤回すべきである。

→(この意見に対するコメント)

2003年3月に、イラク情勢が緊迫していたことを踏まえ、原子力安全・保安院から電気事業者等に対し、施設内の状況及び設備の運転状態の監視の徹底、施設内への作業員、見学者等の入出者の管理の徹底等を指示した文書である「電気事業者等に係る重要施設における保安管理の徹底について」が発出されました。また、原子力事業者に対しては、これらの対策と併せ、核物質防護規定等に基づいて各種措置を徹底することが指示されています。事業者には、核セキュリティの強化を第一義としつつ、最大限可能な範囲で見学が行われるよう、引き続き検討と試行を続けることを期待します。その事業者の取組に、行政機関が、専門家の知見も活用しながら適宜協力することも期待します。

3. 2. 4 評価

国、事業者及び研究開発機関は、原子力政策大綱の基本的考え方を踏まえて、学習機会の整備・充実、原子力の知識やリスクコミュニケーション能力を有する人材を育成するための新しい事業の整備、核物質防護制度の周知等に、着実に取り組んでいると評価できます。国民的な議論を喚起するために、関係行政機関は、原子力基本法にあるとおり、「エネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」という、我が国が原子力の利用を推進する根本的な動機を改めて認識し、この原則をことあるごとに主張して相互理解を図るべきです。

さらに、国民の間で、原子力について何らかの議論が行われる状況になった際には、より建設的な議論の材料となり得る正確な知識が、いつでもどこでもだれにでも気軽に入手できるよう、間口を広げておくことが重要です。そこで、今後も、特に国が実施する原子力の学習機会の整備やリスクコミュニケーションに資する人材の育成に係る事業については、地域差や対象層の違いによる効果的な手法等を、現場の実態を踏まえてよく吟味し、柔軟に見直していくべきです。国の支援事業について認知度が低く、十分に活用されていない地域もあるため、原子力に係る学習の場へ参加することに関心を有する層の拡大にも一層努めるべきです。

3. 2. 5 今後の進め方に関する提言

①基礎情報共有のための学習の機会や場所の提供

原子力や放射線利用に関する議論が、社会において、正確な知識に基づいていつでもどこでも何度でも行われることが重要です。そこで、内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関、学会等は、原子力や放射線を利用するメリットとデメリット有用性、安全性、日常生活における利用の実績、技術の利用に伴うリスク等のデメリット等の情報を提供して、意欲ある国民はもちろん、無関心層も含めて国民が学習できる具体的な場所を整備することを心掛けるべきです。このため、年齢や知識に応じた適切な教材を活用することや、科学博物館、展示館等の原子力関連の展示内容を評価し、その充実を図るべきです。さらに、農業、医療、工業分野等において、原子力や放射線を利用する事業者及び研究開発機関に、理解増進活動等について協力を求めるべきです。

御意見
No. 10-1御意見
No. 9御意見
No. 10-2

相互理解を更に充実させるためには、一方向な知識の吸収にとどまらず、学習した内容を踏まえて、双方向の意見交換が自由に展開されるような場所を提供することが有用です。

各地域の地方自治体には、長期的な視野の下にエネルギーや原子力に関する教育を行うに当たって、必要に応じ、文部科学省の教育支援事業を一層活用することを期待します。

御意見
No. 4

また、原子力施設の見学は、施設の安全性と健全性を国民に深く認識してもらう貴重な手段ですので、事業者 及び研究開発機関 は、核セキュリティの強化を第一義としつつも、最大限可能な範囲で見学が行われるよう、引き続き検討と試行を続けることを期待します。その事業者 及び研究開発機関 の取組に、行政機関が、専門家の知見も活用しながら適宜協力することを期待します。

②相互理解の担い手人材育成事業の十分な活用

地域住民に、国や事業者が発する情報を、自らの経験等も踏まえて自分の言葉で解説し、共に学ぶ相互理解活動ができる人材が、原子力施設の立地の有無にかかわらず、各地で育成されることを期待します。このため、地方自治体、NPO等の非営利組織及び学会には、そういった素質を持つ人材の発掘に努めるとともに、経済産業省の講師派遣事業やNPO等活動整備事業等を十分に活用することを期待します。経済産業省は、今後も地方局等の活動とも連携しながら、各事業の目的を広く周知して事業に関心を有する層の拡大に努め、現場の実態を把握し、これを踏まえた支援の充実を図るべきです。

3.3 国民参加

3.3.1 政策決定過程への国民参画の機会の用意、地方自治体の住民との相互理解活動に対する協力

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国は、今後も引き続き、公聴会や意見募集を行い、政策決定過程への国民参画の機会を用意することに誠実に取り組んでいかなければならない。
- ② 地方公共団体において行われる住民との相互理解を深めるための様々な活動に対しても、国、事業者や研究開発機関は誠実に協力していくべきである。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

- ① 原子力委員会および原子力安全委員会は、報告書等の作成過程については、広く国民の意見を求めることとともに、専門部会の報告書案等、全国各地にて「ご意見を聴く会」等を開催し、寄せられた意見については、その対応について、部会にて審議している。
- ② 原子力安全委員会では、委員会自らが主要な政策決定を行う場合や、専門審査会で調査審議を行う安全審査について、一般から意見を公募し、寄せられた意見について、十分考慮の上、その結果を公表している。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 部会の報告書や主要な見解を取りまとめるに当たって意見公募手続(パブリックコメント)を活用し、寄せられた意見の内容を十分考慮するとともに、結果をインターネットで公表している。
- ② 1980年以降、原子力発電所の新增設に際して公開ヒアリングを実施している。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 国民の原子力政策立案への参加だけでなく、そこでの議論の前提となる原子力の必要性や安全性についての理解向上や、原子力政策の国民への浸透の方が現実的な課題なのではないか。
- ② 国の原子力政策の決定に当たっては、原子力利用に反対の立場も含めて多様な意見を十分踏まえた上で議論して、説得力のある結論を導き出すことと、その意思決定過程を公開することが重要である。安全規制行政の分野においても、決定された規制や基準の内容だけではなく、規制策定過程における審議の内容も迅速に公開すること、それ以前に、学会等で公表された原子力施設の安全性等に係る

新たな知見は適宜に評価して、その結果を公表するとともに、適切に規制活動に反映していくことが、信頼を維持するために必要ではないか。米国原子力規制委員会が戦略目標の一つとして、規制活動が効果的で効率的、現実的、そしてタイムリーであることを掲げていることが参考になるのではないか。

- ③ 国が報告書や主要な見解を取りまとめるに当たって行うパブリックコメントでは、テーマによっては意見の件数が非常に少ないのではないか。専門的検討等の一般国民との関係が薄いテーマについて関心が低いのはやむを得ないが、重要なテーマに関しても関心が低過ぎるのではないか。
- ④ 研究者、地方自治体の職員、関係事業者等を対象に、原子力と社会との関係、原子力政策、エネルギーの長期ビジョン立案等に関心を持たせ、これまでの政策決定過程を踏まえての更なる検討を促すような、論文募集や小規模討論会等、政策決定過程への国民参画に対する関心を高める工夫がいるのではないか。
- ⑤ 原子力委員会は、より広く国民参加を促すべく、市民参加懇談会において、政策に係る文書の配信、インターネットを活用した市民との対話、利害関係者への個別インタビュー等、原子力の政策決定過程における情報共有や国民参加の様々な手法を試行し、有効性を検証してみてもどうか。その際、海外の同様の制度等も参考になるのではないか。

3.3.2 評価

国は、原子力政策大綱の基本的考え方に沿って、政策決定過程を公開し、パブリックコメントの実施、シンポジウム・フォーラムの開催等、政策決定過程への国民参画の機会を充実させていると評価できます。しかし、政策決定過程への参画に関心のない国民を取り込むことも重要課題としつつ、引き続き、議論への参加を希望する国民にはいつでもどこからでも討論に参加できるような、門戸の開かれた体制を構築することを心掛け、国民参加の充実に一層取り組んでおく必要があります。

3.3.3 今後の進め方に関する提言

① 国の政策決定過程における広聴の徹底

内閣府、文部科学省、経済産業省等国は、原子力に関する主要な政策や施策を決定するすべての報告書について原則パブリックコメントにかけること、政策に関する広聴会で様々な立場の意見発表者を招へいすることなどにより、より多様な分野の専門家、様々な地域の代表者、一般国民等の意見を一層広く聴く努力を行うべきです。また、政策の決定過程が見えやすくなるように努めるとともに、学習機会

御意見
No. 10-1

を整備する方策とも組み合わせて、国民の意見が集まりやすくなる工夫を心掛けるなど、様々な国民参加の形を模索し続けることも必要です。原子力委員会には、市民参加懇談会等を活用して、原子力の政策決定過程における情報共有や国民参加の様々な手法を試行し、有効性を検証してみることを期待します。

3.4 国と地方との関係

3.4.1 地域社会に対する説明・対話、地方自治体への協力、地方自治体による地域住民と国や事業者等との相互理解が着実に進むための措置

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国や事業者等は、地域社会に対して政策や活動の内容を取組の早い段階から丁寧に説明し、対話を重ねることが重要である。
- ② 国や事業者等は、地方公共団体が行う、国や事業者の活動を把握するための様々な取組に協力すべきである。
- ③ 地方公共団体には、このような国や事業者等の取組がなされることを大前提として、原子力発電等に係る判断・評価の際に、国や事業者等の取組を効果的に活用するなど、国と密接な連携を図っていくことを期待するとともに、地域住民と国や事業者等との相互理解が着実に進むよう適切な措置を講じることを期待する。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

- ① 原子力委員会は、原子力政策大綱について原子力関係施設が立地する地域の地方自治体の首長に対して委員長が説明するとともに、原子力政策の推進に関して意見交換を行なった。伺った御意見については関係行政官庁に伝え、その対応を評価する。その結果を踏まえつつ、引き続き、立地地域の地方自治体との対話を進めることとしている。
- ② 原子力委員会は、高レベル放射性廃棄物処分場の概要調査地区公募活動に係る動きについて取りまとめた見解を、全国の知事宛に送付した。

【文部科学省】

- ① 緊急時に地方自治体が行う原子力防災対策を国として支援すべく、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの充実等を強化している。
- ② 放射線監視等交付金の推進、放射能分析確認調査の推進等、地方自治体が安全対策のために行う事業に対する支援等を推進している。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 「原子力立国計画」に関する情報提供・説明を、立地地域等の地方自治体等に対して行い、周知を実施している。さらに、経済産業大臣による、プルサーマル実施や原子力推進の考え方等、国の考え方の表明を行っている。
- ② 地方自治体が実施する、原子力発電に関する知識の普及等に資する事業等に交付金を交付している。

【電気事業者、(独)日本原子力研究開発機構】

- ① 立地地域の地方自治体の議会、地方自治体が開催する住民説明会、研修会、防災訓練等へ参加している。

【地方自治体】

- ① 電気事業者に対しては、積極的な情報提供を要請し、安全協定に基づいて連絡協議会等を設置・運営し、市民、市議会、マスコミ等へ情報を提供している。また、広報・安全等対策交付金を活用した広報事業や、市民との対話を行っている。
- ② 原子力安全・保安院の保安検査官事務所には、地域の連絡協議会にオブザーバー参加してもらうなど、日頃から情報を交換している。首長が上京する際に資源エネルギー庁、原子力安全・保安院等の関係課室を訪問している。
- ③ 地域振興の研究や立地活動の推進に資する地方自治体の職員の育成や信頼関係構築を目標に、立地市町村から資源エネルギー庁に職員が出向している。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 地方自治・地方分権の考えに照らせば、地域振興等については企画立案から実行、評価までを地方自治体が行うというのが、役割分担の基本ではないか。その上で事業者等が地域社会の一員として地方自治体とお互いに協力していくことが共生であり、地域から単に国や事業者等に対し道路、施設、交付金制度等の要望・要請をするだけでは本当の共生にならない。一方、原子力政策は国の役割であり、その企画立案から実行、管理、評価まで国が責任を持ってやるべきであり、地方自治体の意見をよく聴く必要はあるとしても、最終的に判断を下すべきなのは国ではないか。
- ② 国は、立地地域の首長や地方自治体の職員等に対して、原子力政策大綱や経済産業省の「原子力立国計画」等、原子力政策について説明、意見交換等を行っている。国が前面に出て政策を推進するという姿勢が見えるが、今後とも政策の推進は国の役割であることを自覚して、取り組むべきである。さらに、自ら立案した政策がきちんと実施されているかを自ら評価し、評価を基に必要な措置があれば講じるなど、国民との対話も踏まえたPDCA活動を展開していくことが、信頼の獲得には重要である。
- ③ 国と地方自治体の担当者同士が直接会話できる環境が形成され、国や(財)電源地域振興センター等が、データ提供等のバックアップを通じて、各地域にそれぞれの地域振興のアイデアを出すように促したり、国と地方自治体との共催の説明会が開催される、地域の協議会に国の職員がオブザーバー参加するなど、国と地方自治体との協力は以前に比べて充実してきている。今後も地方自治体は、国の広報

御意見
No. 10-4

等リソースを積極活用すべきである。ただし、国の担当者は任期が短く、信頼関係や事業の継続性に不安があるという意見もある。

- ④ 高レベル放射性廃棄物の地層処分等について、国は、地方自治体首長との対話を開始し、継続的に相互理解を深める努力が必要ではないか。
- ⑤ 国から地方自治体やその首長に対して政策に関する説明等が行われているが、関係省庁や事業者は、原子力施設が立地していない地域での広報努力がまだ足りないのではないか。立地地域以外では住民のみならず、地方自治体も、原子力に関する関心やこれの活用の意識も低い。関係省庁との連絡窓口を地方自治体の中に設置してもらうなど、働き掛けを工夫して行うべきである。
- ⑥ 地方自治体が原子力施設の存在を自らの地域振興に活かすアイデアを考えるために、地方自治体職員を育成することが重要ではないか。この観点から、立地市町村と経済産業省との間の職員出向等、人材交流は有益である。
- ⑦ 広域自治体と基礎自治体の間で交付金の配分等についてせめぎ合いがあり、国が広域自治体と基礎自治体の配分を定めるガイドラインを作成してほしいなどの要望もある。これに対し、立地の促進につながるべく地域が持続的に発展していくという目標に向かって、立地地域の振興策と、広域的な地域振興とのバランスを取りながら、地方自治体が配慮や調整することが必要であるとの意見もある。

3. 4. 2 評価

国が、原子力政策の推進について前面に立つ姿勢が出てきていることや、立地地域において、地域振興等について、国と地方自治体の担当者間等で対話ができる環境が徐々に形成され、説明会の共催等、国が地方自治体の求めに応じて協力する体制ができ始めていることは、原子力政策大綱の基本的考え方に沿ったものとして評価できます。一方、広域自治体と基礎自治体とでは、それぞれの役割にかんがみて、原子力の推進に際して異なる問題意識や意見を有し、絶え間ない調整が必要であることが改めて確認されました。そこで、今後、国、広域自治体及び基礎自治体の三者間で、より一層のコミュニケーション強化を図ることを期待します。

施設が立地していない地域の地方自治体や住民に対しては、国との交流や協力が立地地域に比べ相対的に少なく、原子力政策に関する相互理解の機会が少ないので、国からの積極的な働き掛けが必要です。

3. 4. 3 今後の進め方に関する提言

①国が前面に立った原子力政策の推進

御意見
No. 10-4

内閣府、文部科学省及び経済産業省は、原子力政策の推進は国の役割であることを自覚し、前面に立ち責任を持って取り組むことを大前提に、地方自治体との協力体制を築いていくべきです。今後も、自ら立案した政策に係る実施、評価及び改善活動を、地方自治体の参加も得つつ責任を持って行い、その結果を広く国民に示していくことが重要です。

②国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者の相互理解促進

国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者は、より効果的で効率的な政策の推進に向けて、コミュニケーションの強化に一層取り組む必要があります。そのために、地域の実情に即した政策のニーズや具体的な問題点について情報を共有し、各々の活動実績や現在の政策メニュー、互いに有する資源の有効活用のアイデア、今後の方向性等についての意見交換を充実して、相互理解を進めて信頼関係を構築していくべきです。

③国から地方自治体や国民への積極的な働き掛け

内閣府、経済産業省及び文部科学省は、高レベル放射性廃棄物処分場の必要性、原子力施設立地地域の国策上の位置付け、施設の立地等に伴う電源三法交付金制度の目的及び必要性等について、立地地域以外の広域自治体や基礎自治体の首長及び住民とも一層の相互理解を進めることが大切です。このため、継続的に対話の機会を設けるなど、今後とも積極的に働き掛けていくべきです。

3.5 立地地域との共生

3.5.1 立地地域の発展についてのビジョンの理解及び相互理解活動、原子力施設が所在することを地域振興に活かす取組への積極的な参加

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 原子力施設の立地受入は、地域社会の開発計画の一環として行われることも多いことから、関係者は、立地地域の発展についてのビジョンを理解し、その上で相互理解活動を行うことが重要である。
- ② 事業者又は広域的な関係のある大学や研究開発機関等は、地域の一員であるという自覚の下、その有する資源やノウハウを広く活用して、原子力施設が所在することを長期的、広域的、総合的な地域振興に活かしていくための取組に企画段階から積極的に参加していくことを期待する。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

- ① 2000年12月に成立した「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき、現在、14道府県を指定地域に指定し、立地地域振興計画の内容に対し支援策を実施している。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 原子力発電所が立地する都道府県、市町村に対し、各地方自治体が創意工夫を活かして申請するハード・ソフトの事業に対して電源立地地位対策交付金による支援を進めている。効果的な電源地域の振興を図るため、幅広事業を実施することが可能となっている。

【電気事業者】

- ① 地域の雇用促進、立地地域の企業からの調達、立地地域の企業の技術力向上を支援している。
- ② 地域振興ビジョンに対して、もてるノウハウを活用し積極的に参加している。

【JAEA】

- ① 立地県の地域振興構想に参加し、対応している。
- ② 地域社会の活性化支援、地域人材の育成等の観点から、立地地域にある大学と連携した実用化プロジェクト等を推進している。

【地方自治体】

- ① 電源交付金等を活用して各種イベント等の地域振興事業を実施するとともに、(財)電源地域振興センターの情報誌等により地域振興事業や地域の声等の情

報を発信している。

- ② 原子力事業の関係者等の定住促進対策に取り組んでいる。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 立地地域では、住民のだれもが、常に危険と隣り合わせにいるという不安な気持ちを持っているのも事実ではないか。安全確保とそのための活動に関する理解無しには立地地域との共生や地域振興の検討はあり得ないので、安全の確保が大前提であることを、関係者に指摘し続けるべきである。また、立地地域の住民に、なぜ原子力が必要なのか、原子力政策大綱等の根本的な説明を改めて施策側から行う機会も必要ではないか。
- ② 立地地域において、原子力施設のトラブルで生命財産の被害を受けた場合には、電力事業者だけではなく国も補償する制度が必要ではないか。
→(この意見に対するコメント)
原子力損害の賠償に関する法律等によって、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用や核燃料物質の放射線の作用等によって生じた原子力損害については、被害者を保護する措置が講じられる仕組みになっています。原子力発電所の設置者は、常に一定の賠償金額を用意しておくことや、これを超えるような損害が発生したときには、必要に応じて国が援助を行うこと等が定められています。
- ③ 過疎の進行している立地地域では、原子力は地域を支える企業の一つとして貴重な存在であるという意見がある一方、立地地域は、高齢化や人口減少という問題をかかえて疲弊が大きく、原子力施設の立地地域振興施策に満足していないという意見も見られる。原子力利用の推進の原点は、原子力と立地地域との共生であり、立地地域に原子力を受け入れて良かったと感じてもらふ取組こそ基本ではないか。
- ④ 今後も施設立地の促進や運転円滑化を続けるためにも、これまで立地地域が培ってきた経験やそれに基づく判断力、メリット／デメリットや成功例／失敗例のどちらにも偏らない正確な現状の説明、その分析・反省等が不可欠である。その意味で現在の立地地域をもっと大事にすべきである。原子力施設の立地地域から施設が立地していない地域に向けた情報発信を重視するべきではないか。この観点から、このような情報発信を立地地域自らが進んで行うためのインセンティブや体制を工夫する必要があるのではないか。
- ⑤ 立地地域には原子力施設だけではなく、多彩な資源があるはずであり、近年の産業観光のように、原子力と地場産業や地域の自然等の観光資源を組み合わせる旅行客を誘致する努力や、地域を活性化させる努力が必要ではないか。国は、原子力発電所が立地する都道府県及び市町村が創意工夫を活かして申請するハ

ード・ソフトの幅広い事業に対して、電源立地地域対策交付金による支援を進めているので、地域住民には原子力の推進に協力するという段階から一歩進み、施設が存在していることを、地域の発展にうまく活かしてほしい。地域の魅力が増せば、将来、その地域の原子力施設で働く人材を確保することにもつながっていくのではないか。

- ⑥ 電源三法交付金は用途が限定されているので、今後は一般財源化するべきではないか。

→(この意見に対するコメント)

電源三法交付金制度は、効果的な電源地域の振興を図るため、当該地域の公共用の施設の整備、住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業を促進することで、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としています。このような目的の下、国は、これまで、立地地域におけるニーズを踏まえ、効果的かつ効率的な交付金制度とすべく見直しを図ってきており、各地方自治体が創意工夫を活かして申請するハード・ソフトの事業に対して交付金による支援を進めています。

- ⑦ 原子力施設の立地地域の振興は、本来、当該地域の地方自治体がリーダーシップを発揮して、地域社会の様々なグループを巻き込み、住民から課題やアイデアを吸い上げながら、一過性、一時的な効果ではなく、長期的視野に立ち、住民の多様な価値観を集約させて目標を定めるべきではないか。その上で、立地地域のプライドや文化・歴史を尊重し、地域が原子力施設と共存共栄して地域振興に取り組み続けるために、一住民たる事業者の地域への溶け込みや国の応援が必要ではないか。事業者は地域の雇用促進や技術力向上を支援するなど、ノウハウを活用して地域振興計画に参加しているとのことであるので、地方自治体としても国や事業者のノウハウや人材を積極的に活用するよう心掛けるべきである。
- ⑧ 現在でも、福井県のエネルギー研究開発拠点化計画、茨城県のサイエンスフロンティア21等、地方自治体が事務局となってビジョンを策定し、国、地方自治体及び住民、事業者、研究開発機関等がそれぞれ予算を捻出するなどして苦勞しながらプランを進めている例はある。こうした基盤が築かれていること自体は評価できるのではないか。地域の関係者それぞれが自ら達成したい目的を明確化して、率直なコミュニケーションを怠らず、悩みを共有し、知恵を出し合いながらそれぞれが最大限目的に近づくよう努めるべきではないか。
- ⑨ 地域振興のアイデアは、現在の立地地点の事例分析から検討するほか、全国的に幅広くアイデアを募ったり、全国の立地地域の地方自治体が連携してノウハウを共有することも有効である。

- ⑩ 交付金の使い方に関して、国のコンサルティング機能が欠けているのではないか。既存の専門家集団を一層活用するなどして、単なる事例紹介にとどまらず、地域発展の分析・コンサルティング能力を強化し、さらに、その成果を制度の見直しに連動させるべきではないか。特に高レベル放射性廃棄物の処分事業については、国内初の施設建設であることも踏まえ、活発な議論を継続して国民の関心を高めていくべきではないか。
- ⑪ 国、事業者及び地方自治体は、立地地域では相互理解活動に大変な努力をしていると評価できる。しかし、原子力施設の立地地域ではパンフレット配布や説明会等が頻繁に行われ過ぎ、すべてを見切れないという意見や、原子力発電所の運転等に関して、立地地域住民として日常の中で感じる素朴な疑問や要望に関して相談窓口が分からないとの意見もあった。地方自治体と事業者とが協力して、情報提供の体制を作り、住民との相互理解を図っていくべきである。また、国、自治体および事業者の担当者は任期が短いため、相互理解活動で得た情報や認識を風化させない仕組みが必要ではないか。
- ⑫ 立地地域の住民でも原子力に興味があって詳しい人ばかりではなく、多くの人は不安を内に秘めている。異常時には住民と事業者や地方自治体との信頼関係が一気に崩れてしまうこともあり得るので、そのような人間の心理も踏まえて、普段の広報や危機管理の在り方について検討すべきではないか。
- ⑬ 研究開発機関は、地域社会の一員として地域振興構想に参加・対応したり、立地地域にある大学と連携した実用化プロジェクト等を推進している。このように、研究開発機能や研究開発の成果を地域共生や原子力広聴・広報に活かすことは大事であるが、本業である研究開発の分野で成果を出すことこそが国民や立地地域の住民から信頼を得ていくことにつながるのではないか。一方、地方自治体側にも、当該地域にある大学や研究開発機関と積極的に連携して住民にもノウハウを蓄積していく工夫が求められているのではないか。また、研究開発機関等の誘致を希望する場合には、当然ながら施設を当該地域に立地するメリットや住民の歓迎の気持ちを積極的に提示することが必要ではないか。

市民懇
3)

3. 5. 2 交付金が活用された事業の透明性の向上、不断の見直し

(1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

- ① 国は、地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策に対して充当が可能となる電源三法交付金制度の実効性の向上のためにも、交付金が活用された事業の透明性の向上を図るとともに、不断の見直しを行うべきである。

(2) 関係行政機関等の主な取組状況

【文部科学省】

- ① 各種交付金制度を整備し、原子力施設の立地地域における公共用施設の整備・運営、産業育成、科学技術振興等を支援し、立地地域の自立的かつ長期的な発展を支援している。近年、各種交付金等を統合するなど施策は大括り化し、交付対象事業は公共用施設等のハードウェア中心から、立地地域におけるニーズにあわせてソフト的な地域活性化事業にも使えることとなっている。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

- ① 原子力発電所が立地する都道府県、市町村に対し、各地方自治体が創意工夫を活かして申請するハード・ソフトの事業に対して電源立地地域対策交付金による支援を進めている。効果的な電源地域の振興を図るため、幅広い事業を実施することが可能となっている。
- ② 電源立地地域対策交付金を充当した個別事業の名称、交付金充当額、事業総額等、さらに、主な道県について、事後評価を資源エネルギー庁のホームページにおいて公表している。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論

- ① 交付金に関して、国が地域に政策を強引に押し付けるために国が交付金を一方的に支払っているのではないかと、原子力施設は危険であり、危険なものを引き受ける代償として交付金を支出しているといった世論が形成されているのではないかと。我が国全体のエネルギー安定供給に貢献している地域に対して、国民が何らかの形でその地域社会の発展のプランを支援するのは当然であり、国民の公益と地域社会の振興による地方の益とはバランス良く両立させてよいはずのものである。こうした基本に立ち返り、原子力利用の必要性や安全性に関する相互理解活動を進めることを大前提とした上で、交付金制度の趣旨を国民に説明するべきではないか。行政機関の担当者ですら、制度趣旨について正しく理解していないのではないかと。立地地域も、給付資格のある交付金を、自らの地域振興のために自発的、自律的に活用しているのであり、中傷は気にせず堂々とすればよいのではないかと。
- ② 交付金は金額の話ばかりが先行しており、原子力施設が立地する地域の地方自治体が申請するハード・ソフト両面の事業に対し、国が支援するという交付金制度に対する理解が十分でない。地方自治体も、これまでの事業の自己評価が見えにくいまま、交付金の運用に関して国に多くの要望を出すだけでは、意味が無いようにも見える。電源立地地域対策交付金を充当した個別事業の、交付金充当額、

事業総額、主な事後評価等、公表内容を更に工夫するべきである。

- ③ エネルギーに関しては、消費地域と立地地域の関係が分かりにくいので、消費地の住民が立地地域の住民に対して感謝の念を抱くことは難しい。むしろ立地地域には交付金があり、電気代が安いから十分ではないかと思う消費者すらいる。
- ④ 立地地域では、原子力施設の立地によるメリットは、関係者以外は余り実感を持っていないので、公共施設の整備等だけではなく、住民一人一人がメリットを感じられる分かりやすい支援も必要ではないか。
- ⑤ 電源三法交付金の算定基準が発電量なので、何かトラブルで発電所が停止した場合、対応策が慎重に行われず、再稼働が優先されがちなのではないか。

→(この意見に対するコメント)

電源三法交付金制度では、発電電力量を基礎として算定される部分については、原子力発電所の運転の停止が安全性確保のために行われている場合には、平常時と同等に運転が行われていたものとみなして、交付金額を算定する措置が講じられています。これは、こうした場合の原子力発電所の運転停止については、立地地域に責任がなく、立地地域を不利に扱うべきではないとの考え方に基づくものです。

3.5.3 評価

事業者及び研究開発機関は、原子力政策大綱の基本的考え方に示されているように、自らの施設が立地する地域において、地域社会との相互理解活動に努めていると評価できます。今後とも立地地域の地方自治体のリーダーシップの下、地域社会のパートナーとして地域の活動に携わっていくべきです。

原子力関係施設の立地は、原子力政策を実現し、長期に亘って我が国の国民全体の生活水準維持・向上に資するための基盤であり、それを引き受けた地域の決断に対しては大きな敬意が払われて然るべきです。しかし、原子力の立地地域の実態やこれまでの経験について情報発信が不十分であり、施設の立地の重要性については国民の認識が薄いと言えますので、立地地域からの情報発信の在り方を検討することが有益です。特に、施設の立地の促進と運転の円滑化を目指した電源三法交付金制度に関しては、制度の趣旨や事業の成果等について国民の理解が十分ではありません。国は、原子力政策や施設の立地についての相互理解活動の一環として、電源三法交付金に関する情報公開や説明も引き続き丁寧に行うべきです。

3.5.4 今後の進め方に関する提言

①立地地域からの情報発信の重視

内閣府、経済産業省及び文部科学省は、原子力に対する国民理解の増進及び全国の立地地域で先行立地地域での教訓を活かす観点から、原子力施設の立地地域の現状、これまでの経験、蓄積した知見、地域が施設を受け入れた結果としての総合的なメリット／デメリットの評価等について、立地地域の地方自治体や住民から、全国に向けて情報を発信してもらおう場を準備するなどの方策を講じるべきです。
さらに、海外に向けた情報発信を行い、情報交換を行っていくことも重要です。

御意見
No. 7

②立地地域におけるニーズに合致した独自の地域ビジョンの具体化

国の原子力政策を実現するために必要不可欠な役割を担っている原子力施設の立地地域では、地域住民の福祉の持続的向上を実現するための一手段として、電源三法交付金制度も十分に利活用されるべきです。地方自治体は、日頃から広聴に努めて住民の疑問に答えながら当該地域におけるニーズの吸い上げを強化し、リーダーシップを発揮して、多数の住民の参加等丁寧にプロセスを踏み、実情に合致した独自の中長期的なビジョンを具体化することが望まれます。経済産業省及び文部科学省は、地域のビジョンの実現に向けて、当該地域の地方自治体や住民の熱意やアイデアを尊重し、引き続き、求めに応じた多彩な政策メニューの提示や、地域におけるニーズをよりの確に反映していくためのコンサルティングを実施することが望まれます。

特に高レベル放射性廃棄物の処分事業については、国内初の施設建設であることも踏まえた対応が必要です。経済産業省及び事業者は、処分施設を立地した地域の発展の在り方の多様なモデルを、専門家のみならず国民からも広く参加を求めて検討し、立地地域の特性を活かすための参考として提示するなど、活発な議論を継続して国民の関心を高めていくべきです。

③地域の尊重とビジョン実現に向けた積極参加

事業者及び研究開発機関は、原子力の安全確保無しには立地地域との共生があり得ないとの原則を徹底し、今後もそのための努力を行うことが大前提です。これに加え、地域の歴史、文化、地場産業等の地域の特性や活動を尊重し、地域社会のパートナーとして連携を行いながら、自ら有する資源やノウハウに応じて、地方自治体が企画立案する地域の多面的な振興を目指すビジョンに対し、今後も引き続き貢献していくことが望まれます。長期にわたって事業を円滑に進め、国民の生活水準維持・向上に資する観点を持ちつつ、地域社会と率直にコミュニケーションを図り、悩みを共有しながら目的を達成していくことを期待します。

御意見
No. 2-3

④電源三法交付金活用に係るPDCA活動強化及び国民との認識共有

電源三法交付金の活用に関しては、国が原子力政策や施設の立地に関して十分な相互理解活動を推進することを大前提として、今後とも一層、地方自治体が立案、実施、評価及び改善活動(PDCA活動)を十分かつ適切に行い、特に交付金を活用した事業の評価については広く公表されることが期待されます。経済産業省及び文部科学省は地方自治体の一連の活動を更に評価した上で、効果的かつ効率的な交付金制度とするべく、不断の見直しを図るべきです。さらに、交付金制度の趣旨や実績について広く国民と認識を共有する観点から、各地方自治体が公表する交付金を活用した事業の評価内容を、広く国民に周知すべきです。

⑤研究開発機能を活かした地域共生

原子力は、様々な産業を創出するなど、極めて幅広い応用の可能性を有しており、施設の立地地域はこうした原子力の可能性に大きな期待を抱いています。そこで、研究開発機関は、原子力の可能性に積極的に挑戦するとともに、立地地域の地方自治体との意見交換を重ねつつ、研究開発機能や成果を活かして地域社会のパートナーとして立地地域の発展に寄与するなど、研究開発機関ならではの地域共生の方策を工夫すべきです。

御意見
No. 10-4

第4章 まとめ

政策評価部会は、第3章各節に示した評価を総合して、関係行政機関等においては、原子力政策大綱に示した原子力と国民・地域社会の共生に関する基本的考え方に沿って、取組を進めてきていると判断します。また、関係行政機関等が国民・地域社会との共生に関して今後の取組として検討しているところは、原子力政策大綱に示した基本的考え方に整合的であると判断します。

政策評価部会における審議の過程では、この分野の取組をめぐる原子力政策大綱策定以降の状況変化、関係者及び国民からの意見聴取等を踏まえて、関係行政機関等の今後の取組に関して様々な提言や指摘がなされました。それらは、原子力政策大綱が示している基本的な考え方に基づく取組の改良、改善を促すものであり、原子力政策大綱自体の変更が必要なものではありませんでした。ただし、異常時の広報や情報発信については、必ずしも原子力施設の異常事象の発生時や原子力災害の発生時ではなくても、大規模な自然災害等が生じたためにそれらの発生が国民から疑われる場合にも適切な対応が重要であることには、留意が必要です。

御意見
No. 6-2

以上のことから、政策評価部会は、原子力と国民・地域社会の共生に関する今後の取組の基本的な考え方として原子力政策大綱が示しているところは妥当であると判断します。

政策評価部会は、関係行政機関等が、我が国のエネルギー安定供給に貢献する有力な手段である原子力の利用を推進するために自らが責任を持つべきことを認識し、今後も原子力政策大綱を基本方針として尊重することを期待します。あわせて、PDC A実践の観点から、この部会においてなされた以下に要約される提言に十分留意して、原子力と国民・地域社会の共生に係る取組を企画・推進していくことを期待します。

1. 透明性の確保、広聴・広報の充実

- ①内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、原子力施設の運転に関する基礎情報を周知し、広く国民に浸透することを目指すべきです。
- ②内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関等は、異常時の広報を的確に実施するため、平素から異常事態を想定して諸対策を講じておくべきです。
- ③国民の目線に立って、必ずしも原子力施設の異常事象の発生時や原子力災害の発生時ではなくそれらの発生が国民から疑われる場合にも、事業者及

び研究開発機関は異常についての情報を発信し、原子力安全・保安院はその情報に対する評価を公表すべきです。

- ④学会等は、事業者等の発信情報や報道内容等に対する解説のできる原子力110番を設置すべきです。
- ⑤内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者及び研究開発機関は、事実誤認や見解の相違を含む報道に対して、速やかな対応を行うことが重要です。

2. 学習機会の整備・充実、国民参加

- ①内閣府、文部科学省、経済産業省、事業者、研究開発機関、学会等は、原子力や放射線利用に関する基礎情報を共有するための学習の機会や場所の提供を充実すべきです。
- ②地方自治体、NPO等の非営利組織及び学会において、国による人材育成事業を活用するなどして、相互理解活動ができる人材が育成されることを期待します。
- ③国は、政策決定過程において、様々な国民参加の形を模索し、一般国民等の意見を一層広く聴く努力を行うべきです。

3. 国と地方との関係

- ①内閣府、文部科学省及び経済産業省は、原子力政策の推進は国の役割であることを自覚し、前面に立ち責任を持って取り組むことを大前提に、地方自治体との協力体制を築いていくべきです。
- ②国、立地地域の広域自治体及び基礎自治体の三者は、情報共有や意見交換を充実して、相互理解を進め、信頼関係を構築していくべきです。
- ③内閣府、経済産業省及び文部科学省は、立地地域以外の広域自治体や基礎自治体の首長及び住民とも一層の相互理解を進めるため、今後とも積極的に働き掛けていくべきです。

4. 立地地域との共生

- ①内閣府、経済産業省及び文部科学省は、国民理解の増進及び全国で教訓を活かす観点から、先行立地地域の地方自治体や住民から、全国に向けた情報発信を重視し、そのような場を準備するべきです。
- ②立地地域の地方自治体は、電源三法交付金制度も十分に利活用しつつ、地域のニーズに合致した独自の中長期的な地域ビジョンを具体化すること、経済産業省及び文部科学省は、求めに応じたコンサルティングを行うことが、引き続き

望まれます。

- ③事業者及び研究開発機関は、原子力の安全確保を大前提に、地方自治体が企画立案する地域の多面的な振興を目指すビジョンに対し、今後も引き続き貢献していくことが望まれます。
- ④電源三法交付金の活用に関して、今後も地方自治体がPDCA活動を適切に行い、経済産業省及び文部科学省がそれを更に評価して不断の見直しを図るとともに、評価内容を広く周知し、国民と認識を共有するべきです。
- ⑤研究開発機関は、研究開発機関ならではの地域共生の方策を工夫すべきです。

原子力委員会には、関係行政機関等が政策評価部会の提言も踏まえて取組を適切に進めているかどうかについて、毎年度決定する原子力研究、開発及び利用に関する経費の見積りの審議過程において関係行政機関等の取組状況を聴取するなどして、確認に努めることを期待します。さらに、原子力政策大綱の改定に向けた検討を行う場合には、これらの提言については重要な視点として改めて取り上げ、十分に検討して、適宜、原子力政策の基本方針に反映させていくことを期待します。

御意見
No. 6-2

政策評価部会は、今回の評価に引き続き、ほかの政策領域についても順次、評価を行っていきます。この評価全体が完了した後には、それらの評価結果を踏まえつつ、原子力政策大綱の改定に向けた検討を行うこととします。

(付録1) 政策評価部会の開催実績(原子力と国民・地域社会の共生)

○第14回政策評価部会〔2007年5月17日(木) 10:00～12:10〕

- 議題: 1. 原子力と国民・地域社会との共生に関する政策評価の進め方
2. 関係行政機関等からのヒアリング
(1) 内閣府
(2) 文部科学省
(3) (独)日本原子力研究開発機構

○第15回政策評価部会〔2007年5月31日(木) 10:00～12:10〕

- 議題: 1. 国民・地域社会との共生に関する関係行政機関等からのヒアリング
(1) 経済産業省
(2) 電気事業連合会

○第16回政策評価部会〔2007年6月27日(水) 10:30～12:20〕

- 議題: 1. 国民・地域社会との共生に関する取組状況を踏まえた評価についての議論
2. 「ご意見を聴く会」の開催について

○第17回政策評価部会〔2007年7月11日(水) 10:30～12:40〕

- 議題: 1. 国民・地域社会との共生に関する関係行政機関等からのヒアリング
(1) 全国原子力発電所所在市町村協議会
(2) 原子力発電関係団体協議会
2. 国民・地域社会との共生に関する取組状況を踏まえた評価についての議論

○「ご意見を聴く会」〔2007年8月1日(水)13:30～17:07〕(於 松山市)

プログラム:

開催趣旨説明

第1部 御意見発表者との意見交換等

・御意見の聴取

阿部弘喜 愛媛県果樹研究同志会 元会長

神垣信生 愛媛大学教育学部 教授
窪田恕子 えひめ消費生活センター友の会 愛媛県会長
近藤 誠 南海日日新聞 記者
其田 稔 三崎漁業協同組合 組合長
森美栄子 伊方町女性団体連絡会 会長

(所属は2007年8月1日時点)

・部会構成員との意見交換

第2部 会場に参加された方々から御意見を頂く

参加者数:136名(うち、第2部での意見発表者は12名)

参加募集時に頂いた意見数:53件

○第18回政策評価部会〔2007年9月3日(月)10:30～12:15〕

議題: 1.「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」実施結果
2.「原子力と国民・地域社会の共生」に関する報告(案)について

○原子力委員会 政策評価部会 「原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について」の報告書(案)に対する意見募集〔平成19年9月13日(木)～10月12日(金)〕

意見募集に頂いたご意見数: 10名、23件

○第19回政策評価部会〔2007年11月5日(月)13:00～15:00〕

議題: 1. 新潟県中越沖地震を踏まえての御意見について
2. 「国民・地域社会との共生」に関する報告書(案)に頂いた御意見への対応について

(付録2) 政策評価部会の委員等名簿

○政策評価部会(国民・地域社会の共生)構成員

(部会長)近藤 駿介 原子力委員会 委員長
井川陽次郎 読売新聞東京本社 論説委員
伊藤 隆彦 原子力委員会 委員
河瀬 一治 全国原子力発電所所在市町村協議会 会長
末永 洋一 青森大学総合研究所 所長
辰巳 菊子 (社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会
常任理事 環境委員長
田中 俊一 原子力委員会 委員長代理
新田 義孝 四日市大学環境情報学部 教授
広瀬 崇子 原子力委員会 委員
松田美夜子 原子力委員会 委員

(2007年11月5日時点) 計10名

○政策評価部会において、御意見を伺った有識者

松本 英昭 地方公務員共済組合連合会 理事長

(2007年7月11日 第17回政策評価部会)

(付録3-1) 原子力政策大綱(原子力と国民・地域社会の共生 関係部分抜粋)

第1章 原子力の研究、開発及び利用に関する取組における共通理念

1-2. 現状認識

1-2-5. 原子力と国民・地域社会の共生

原子力の研究、開発及び利用を進めるためには、国民と地域社会の理解と信頼が必要である。そのため、国民と地域社会に対して、原子力の研究、開発及び利用がもたらす利害得失に関する検討過程、それを規制・誘導するための原子力政策の立案・決定過程、及び関係者の諸活動の透明性を確保することが必要である。国や事業者は、地域社会との対話の場を設置したり、人員を地域に配置するなどして、これらに係る情報公開はもちろんのこと、広聴活動や広報活動を積極的に実施し、こうした活動を通じて得られた地域社会も含めた国民各層の意見を自らの活動の方針に反映してきている。しかしながら、こうした情報公開を出発点とする政策決定過程への国民参画を進める仕組みはなお発展段階にある。また、原子力の研究、開発及び利用に関する広聴・広報事業には、効果・効率性等の問題がある等の指摘もある。国や事業者には、国民参加のあり方の一層の工夫や、広聴・広報活動をより一層効果のあるものにする真摯な取組が求められている。

また、原子力について学習し、これに関する理解力(リテラシー)を身につけたいと考える国民に対して、生涯学習の仕組みの一部としてその機会が提供されているが、これにも一層の工夫が関係者に求められている。

原子力の研究、開発及び利用に関する活動は関係施設の立地ができてはじめて可能になり、当該立地地域における安定的な活動ができて、期待される国民社会に対する貢献も可能になる。関係者は、このことを踏まえて、立地地域の発展についての地域社会のビジョンを理解し、その実現に対する当該地域の取組を支援し、参加することにより、原子力に関する諸活動についての理解と協力を得る努力を行ってきている。また、地方公共団体は、地域住民の生命、財産を保護する責務等を有することから、住民の立場に立って事業者の安全確保のための活動やそれに対する国の規制活動について把握する等の取組を行っている。

国は、電力の安定的な供給を確保する観点から電源三法(電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法)を定め、有用な発電施設や再処理施設等の原子力発電と密接な関連を有する施設が立地する地方公共団体に対し交付金等を交付し、施設周辺地域における公共用施設の整備や産業の振興に寄与する事業を支援してきている。

近年に至り、地域開発政策においては、自助と自立を基本方針に地域特性や住民

ニーズを踏まえて活性化を図る地域の取組が重要視され、それに向けて国が支援する仕組みが用意されてきている。原子力施設の立地地域においても、事業者、大学を含む研究開発機関が地域のこうした取組にパートナーとして参加し、「共生」を目指す動きもある。そこで、国においては、電源地域に対する交付金がこうした取組に効率的・効果的に活用されるよう対応していくことが重要となっている。

また、国民、地域社会が原子力について得る情報はマスメディアを通じたものが多い。そこで、マスメディアには、事実を正確に報道し、その上でその事実に関して様々な見解があることも伝えることが期待されている。

第2章 原子力の研究、開発及び利用に関する基盤的活動の強化

2-5. 原子力と国民・地域社会の共生

2-5-1. 透明性の確保

原子力の研究、開発及び利用に関する活動の円滑な実施のためには国民の信頼が不可欠である。そのためには安全確保のための活動の透明性の確保が重要であり、国、事業者及び研究開発機関は、安全管理の取組や発生した異常事象を公開することが重要である。その際、異常事象についての情報は、迅速かつ正確に発信すべきであり公衆や作業者の健康リスクに対する当該事象の重要度を付すことが望ましい。また、関心を有する人がそれらに関係する文書を閲覧できるようにウェブサイト等を充実していくべきである。国民、特に、地域社会の人々に対して安全確保の活動に関して十分に説明し意見交換することや、施設における安全管理に関する活動に関して作業者を対象に十分に説明することは、リスクコミュニケーション活動の一環としても重要である。また、事業者等にとっては日頃行っている安全管理活動の自己点検を行う機会ともなるので、こうした活動は確実に実施されるべきである。

一方、事業者、研究開発機関は、求めに応じて地方公共団体との間で安全協定を締結し、安全確保活動に係る情報の報告を提出し、適宜に説明を行っている。このことも事業活動の社会に対する透明性の確保の観点から重要である。

なお、国際的な核物質防護の強化の動きに伴い、関連情報に秘密を設定することについては、国は、その趣旨の周知徹底に努めるとともに、学識経験者等の第三者に対して秘密の範囲に関する国の確認状況等を説明し、それが公共の福祉の観点から妥当であるとの評価を得ること等により、その厳格かつ適正な運用に努めることが重要である。

2-5-2. 広聴・広報の充実

国、事業者等は、原子力の研究、開発及び利用に関して国民や地域社会が知り

たい情報は何か、「原子力をどう考えているのか、それはなぜなのか」を知るための広聴活動を国民、地域社会との相互理解を図る活動の出発点に位置付け、それにより得られた意見等を踏まえて、広報や対話の活動を進めていくべきである。また、原子力発電に対する国民の理解を深めるために、国、事業者等は、電力の供給地と消費地の人々の相互理解のための活動を強化するなどの工夫を凝らしつつ、多面的な理解促進活動を引き続き行っていくべきである。これらの活動は継続的に行われることが極めて重要であるが、同時に、それらの活動は効果的で効率的に行われる必要がある。したがって、特に国が委託して実施する広聴・広報事業について、これまでの取組について反省し、そのあり方の抜本的な見直しを行うことにも真摯に取り組んでいく必要がある。

2-5-3. 学習機会の整備・充実

国民の原子力に関する理解の原点は、国民一人一人が原子力と社会との関わりについて関心を持ち、日頃からそれぞれに学習努力を行うことにある。そこで、国、事業者及び研究開発機関は、互いに連携を図り、ウェブサイトの充実を始めとして、国民の原子力とエネルギーに関する生涯学習の機会を多様化し、一層充実することに取り組むとともに、こうした多様な学習機会の存在を国民に広く知らせることが重要である。さらに、国、事業者及び研究開発機関は、専門家と国民、とりわけ立地地域の住民との間の相互理解活動の担い手となる、原子力に関する知識やリスクコミュニケーション能力を有する人材の育成を計画的に行うべきである。

国は、引き続き、児童生徒の発達段階に応じて、放射線や原子力を含めたエネルギー問題に関する小・中・高等学校における指導の充実や、エネルギーや原子力に関する教育の支援制度の充実に取り組むことが重要である。地方公共団体には、こうした支援制度を積極的に活用することを期待する。この活動においては、科学的知見のみならず、学習者が原子力を含むエネルギーを取り巻く諸情勢に関する正確な知識を深められるよう、見解が分かれている事項についても、様々な視点から幅広く情報を提供することに留意するべきである。

非営利組織がエネルギーや原子力に関する学習機会の提供に向けて自律的な活動を活発に行うことは重要であるから、国及び地方公共団体はそのための適切な環境の整備を検討するべきである。

実体験を通じた知識の普及の機会は重要であり、原子力研究施設や科学館、博物館等がこの機会を提供する場として活用されることを期待する。また、核物質防護対策の強化により原子力発電所等への立入りが制限されることとなったが、実物を見学することの重要性に鑑み、核セキュリティの確保と見学の可能性の確保という二つの要

請を両立させるよう事業者において引き続き努力を期待する。

2-5-4. 国民参加

国は、今後も引き続き、審議会等における政策の審議・検討の場を公開してその透明性を確保し、公聴会や意見募集を行い、政策決定過程への国民参画の機会を用意することに誠実に取り組んでいかなければならない。こうした活動は、公正でタイムリーであることはもちろん、国民の関心の高いものについては、広聴・広報活動と効果的に連携して早い段階でこのような機会を用意するなど、国民にとって効果感のあるものにしていくことが重要である。また、地方公共団体において行われる住民との相互理解を深めるための様々な活動に対しても、国、事業者や研究開発機関は誠実に協力していくべきである。

2-5-5. 国と地方の関係

原子力の研究、開発及び利用は、科学技術の振興、エネルギー安定供給、地球温暖化対策といった観点からの国際的かつ全国的視点に立っての国の施策により基本的には推進されるものであるが、その活動は関係施設の立地ができてはじめて可能になり、その安定的な活動により期待される国民社会に対する貢献も可能になる。このため、国や事業者等は、地域社会に対して国の原子力政策や関係施設の安全確保のための活動の内容を取組の早い段階から丁寧に説明し、対話を重ねることが重要である。地方公共団体は、地域住民の生命、財産を保護する責務等を有することから、地域住民の立場に立って、事業者の安全確保のための活動やそれに対する国の規制活動の把握に努めるなど様々な取組を行っているので、国や事業者等はその取組に協力すべきである。地方公共団体には、このような国や事業者等の取組がなされることを大前提として、原子力発電等に係る判断・評価の際に、国や事業者等の取組を効果的に活用する等、国と密接な連携を図っていくことを期待するとともに、地域住民と国や事業者等との相互理解が着実に進むよう適切な措置を講じることを期待する。

2-5-6. 立地地域との共生

原子力施設の立地受入は、地域社会の開発計画の一環として行われることも多いことから、関係者は、立地地域の発展についてのビジョンを理解し、その上で自らの活動についての理解と協力を得るために相互理解活動を行うことが重要である。電源三法交付金制度については、地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策に対して充当が可能となる制度とされている。今後とも、国は、その実効性の向上のためにも、交付金が活用された事業の透明性の向上を図るとともに、こうした事業が一層効

率的・効果的に行われるよう、不断の見直しを行うべきである。

最近に至り、地域の持続的発展を目指すためのビジョンを地域が自ら主体的に構築し、原子力施設が所在することを長期的、広域的、総合的な地域振興に生かしていくための取組が始まっている。当該地域に所在する事業者、若しくは広域的な関係のある大学や研究開発機関等は、その地域の一員であるという自覚のもとに、このような取組にその有する資源やノウハウを広く活用してその企画段階からパートナーとして積極的に参加していくことを期待する。

(付録3-2) 原子力政策大綱(評価の充実 関係部分抜粋)

第6章 原子力の研究、開発及び利用に関する活動の評価の充実

原子力の研究、開発及び利用の基本的目標を達成するために国が行う施策は、公共の福祉の増進の観点から最も効果的で効率的でなければならない。しかし、グローバル化、巨大化、複雑化していく環境の中で、不確実な未来に向けて長期的視点に立ってなされるべきこの施策の企画・推進をそのように行い、それについて国民の理解を得ていくのは容易なことではない。そこで、国は、法律で定められている政策評価を政策に関する立案、実施、評価及び改善活動(PDCA活動)の一環に位置付けて、原子力に関する施策を継続的に評価し、改善に努め、国民に説明していくことが大切である。その際には、原子力に関する施策は、総合的推進を要し、長期にわたるもので、不確実性を積極的に管理しつつ安全の確保を大前提として推進されなければならないことから、多面的かつ定量的な評価を行うことが重要である。また、研究開発の評価においては、その計画や成果がもたらす可能性のある公益の大きさと所要費用とを、科学技術的な観点だけでなく、経済社会の発展や環境保全に対する意義についても考察して評価し、結果を実施計画に反映するべきである。

また、独立行政法人の行う研究開発については、自律的運営が行われることを踏まえ、独立行政法人通則法などに基づき国が適宜適切に評価を行うべきであり、その際には上記の考え方を踏まえるべきである。特に、大規模な投資を行う研究開発は、段階的に推進されるべきであり、段階を進めるに当たっては必ず国が上記の考え方を踏まえた評価を実施すべきである。

原子力委員会は、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見も踏まえつつ、自ら定めた今後10年程度の期間を一つの目安とする原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととする。

民間においても、経営上の想定外事象の発生に伴う損失を最小化するために事業リスク管理等が行われているが、原子力利用に関する事業の公益性に鑑み、その安定的運営を確実にして国民の信頼を確保しつつ健全な効率性を追及する観点から、安全の確保に関わるものも含めて事業リスク管理を的確に実施するための評価活動を充実することを期待する。特に、安全文化を含む優れた組織文化の形成活動や国民との相互理解活動のあり方については、外部評価も含めて適宜に適切な評価を行って継続的に改良・改善していくことを期待する。

主な用語解説

【ア行】

○安全協定

原子力施設の安全確保については、事業者が責任をもって取り組むとともに、法令に基づいて安全規制を行っている国がその役割を果たしていくことが基本ではあるものの、原子力施設周辺の地域住民の安全や安心を確保するという観点から、施設が立地している広域自治体及び基礎自治体やそれに隣接する地方自治体等と、事業者又は研究開発機関とが締結している紳士協定。法的な規制ではない。協定ごとに締結主体や内容が異なるが、一般的に、事業者又は研究開発機関が遵守すべきことなどが取り決められ、安全協定を根拠に地方自治体が施設への立入調査や環境の監視等を行っている。

【カ行】

○核セキュリティ

核物質、その他の放射性物質又はそれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、無許可の出入り、不法な譲渡又はその他の不法な行為の防止及び検知並びにこれらの行為への対応。

○基礎自治体

市町村及び特別区のこと。住民にとって最も身近な行政主体。広域的自治体である都道府県に対していう。

○クリアランス制度

原子力発電所の解体などで発生する資材等のうち、人の健康への影響が無視できるほど放射能レベルが極めて低いものは、普通の産業廃棄物として再利用、または処分することができるようにするための制度。

○原子力災害

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該事業者の原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態(原子力緊急事態)により、国民の生命、身体又は財産に生じる被害のこと。

○広域自治体

都道府県のこと。基礎的自治体である市町村などに対していう。

○高レベル放射性廃棄物

放射性物質濃度の高い廃液、又はこれをガラス固化したもの。使用済燃料の再処理工程等で排出される。発熱量と放射能は時間とともに減衰する。ガラス固化体の発生量は、100万kWの原子力発電所の1年間の運転に対して現状の技術ではおおよそ30本程度である。(ガラス固化体は直径43cm、高さ約1～1.3メートルの円筒形)

なお、使用済燃料を再処理せずに廃棄物として直接処分する国の場合は、使用済燃料自体が高レベル放射性廃棄物となる。

【サ行】

○線量(実効線量)

体外にある放射線源あるいは体内に摂取された放射性物質から個人が受ける放射線の影響に着目した量。Sv(シーベルト)という単位で表される。吸収線量に放射線の種類及び影響を受ける人体の部位に応じた係数をかけて、放射線の影響という観点で共通の尺度を与える量。

【タ行】

○電源三法交付金制度

1974年に創設された電源三法(電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法の総称)に基づき、発電用施設の立地地域である地方公共団体に対して、交付金を交付する制度。本交付金を活用して当該地域の公共用の施設の整備、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進する等により、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としている。

【ハ行】

○放射線利用

法令上、放射線とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつものであると定義されており、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子

線、重荷電粒子線、エックス線などが含まれる。放射線を医療(人体内部の画像化による診断、ガン治療等)、工業(半導体製造、ゴム粘着性の制御によるラジアルタイヤの製造等)、農業(害虫の不妊化、イネやナシの品種育成等)、学術(新素材の開発、タンパク質の構造解析等)などの分野において利用することを「放射線利用」という。

【ラ行】

○リスクコミュニケーション

技術は、その取り扱いによっては人間にとって望ましくない事態をもたらす可能性を有する。この事態の深刻さと可能性の大きさを定義されるのがリスクである。技術の利用に伴うこのリスクの評価や管理の在り方について、行政や事業者、市民が情報や意見を提示し、求め、議論を行って、お互いに信頼と理解を深めてそのリスクに対する適切な対処の仕方を決めることに貢献していくプロセスをリスクコミュニケーションという。